

静岡県告示第465号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第16条の規定に基づき、同法第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第6項の規定により、同法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張するものとして、次のとおり定める。

令和2年6月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 静岡県の海区に沿う市町（海に沿わない市町であって、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。2において「新漁業法」という。）第138条第5項の農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する者であって、1年に90日以上、底棲性水産動植物の採捕を業として営み又は底棲性水産動植物の採捕を業として営む者のために当該採捕に従事するもの及びのりの養殖を業として営み又はのりの養殖を業として営む者のために当該養殖に従事するもの（当該採捕又は当該養殖に漁船を使用しない者に限る。）
- 2 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員又は役員に就任する際新漁業法第138条第5項の規定に定める漁業者若しくは漁業従事者又は1に掲げる者に該当していたもの

附 則

この告示は、公示の日から施行する。